産業廃棄物処理業実務者研修会の開催

当協会では、廃棄物処理法の理解と業務の円滑化を推進するべく取り組んでおり、その一つとして、昨年度には産業廃棄物処理業の実務担当者を対象とした研修会を開催しました。そして、本年度も引き続き、平成22年11月4日(木)に同研修会を開催し、69名のご参加をいただきました。その概要は次のとおりです。

【產業廃棄物処理業実務者研修会】

日 時: 平成22年11月4日(木)

 $13:30\sim16:30$

場 所:兵庫県民会館 10階 副の間

開会挨拶 当協会常務理事 矢内健太郎

講義1 廃棄物処理法 一実務において留意すべ

き点を中心として―

当協会青年部副部会長 岩井茂樹 当協会青年部会幹事 永川太郎

当協会青年部会幹事 岡野嘉市

講義2 委託契約書と帳簿 ―作成と管理のポイント―

当協会青年部会幹事 芝本尚輔 当協会青年部会員 甲斐博幸 当協会青年部会員 鑓田雅之

講義3 産業廃棄物管理票(マニフェスト) ― 適正な運用に向けて―

> 当協会青年部副部会長 梅﨑晃平 当協会青年部会幹事 中田誠一 当協会青年部会員 濱嶋弘之

講義4 事例研究及び質疑応答

当協会青年部副部会長 岩井茂樹

当協会青年部会幹事 守岡浩彦

閉会挨拶 当協会青年部会部会長 藤本彰一

物処理法について、欠格要件の合理化や、建設系 産業廃棄物の処理責任の明確化(原則 元請業者 =排出事業者)といったポイントが重点的に取り 上げられ、今後定められる政省令に注意する必要 があることが述べられました。

また、今回は、排出事業者と処分業者間のやり 取りという形式で事例研究(水あめ入りガラスビン150トン、豆入りプラスチック缶150トンの処理)を行いました。一廃の産廃扱い、分別した内容物の取扱い、食品残渣の付いたガラスビンの扱い等々、様々な論点を含む設問が提示され、実務における課題について意見が交わされました。



そして、オブザーバーとして参加いただいた兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課の職員の方も交えた質疑応答を行い、研修会は終了いたしました。



講義では、特に、本年度に公布された改正廃棄